

第九章 福祉共済

第35条 当規程は一般社団法人岡山県歯科技工士会会員であり、本会に入会后1ケ年経過した者に適用する。慶弔の際、電報のみはこの限りではない。

第36条 当規程は当会、会員の福祉及び相互扶助によって団結の強化と一層の融和を図る事を目的とする。

第37条 当規定、目的達成のため、次の通り共済及び扶助を行う。

- | | | | | |
|-------|---------------|---------|---|----------------|
| 1 慶 祝 | イ 本人（会員）の結婚 | 5,000円 | + | 祝電 |
| | ロ 本人（会員）の出産 | 5,000円 | | |
| | ハ 配偶者（妻）の出産 | 5,000円 | | |
| | ニ 満70歳（会籍25年） | 10,000円 | | （平成10年6月28日改定） |

【注】 「ロ」の項については所定の出産祝金請求書を使用する。
「ニ」の項については、証明書（保険証・免許証のコピー）
その他の項目は証明提出

- | | | | | |
|-------|-------------|---------|---|-----|
| 2 弔 意 | イ 本人（会員）の死亡 | 30,000円 | + | 花 環 |
|-------|-------------|---------|---|-----|
- ※尚、高度障害も死亡とみなす

- | | |
|-------------|---------|
| ロ 配偶者の死亡 | 10,000円 |
| ハ 父母子一親等の死亡 | 5,000円 |

【注】 「イ」の項については、死亡診断書 1通（コピー可）
（弔慰金）除籍証明書 1通（コピー可）
「ロ」「ハ」の項については、（供花料）理事の証明書 1通

- | | | |
|-------|------------------------------------|------------------------|
| 3 見 舞 | イ 本人（会員）が病気、傷害により入院、休業した時（30日以上の時） | 一件 30,000円（証明書付き・コピー可） |
| | ロ 災害にあった時、家屋並びに技工室の全焼全壊のみ | 一件 30,000円（証明書付き・コピー可） |
| | ハ 入院に準ずる家庭療養で、会長または理事が認めた場合 | 一件 10,000円（証明書付き・コピー可） |
| | ニ 「ロ」以外の被災状況で会長が認めた場合 | 一件 10,000円（証明書添付） |

第38条 会員は弔慰金の受領者の氏名、年齢をあらかじめ当会に届出なければならない。

第39条 共済金受領者の住所が不明な時は下記の順序にてこれを給付する。

(1) 配偶者 (2) 子または代襲者 (3) 直系尊属 (4) 兄弟姉妹

第40条 下記の場合は共済金の給付をしないことを原則とする。

- 1 共済金を受けるべき事由発生後、1ケ年以内に請求の申し出のない時
- 2 会費共済金積立ての3ヶ月以上滞納者

第41条 当規定に基づく会員の共済積立額は1ヶ月100円とする。

(付 則)

- 1 当規定は社会事情の変動により改定を認めた時は、理事会の承認を得るものとする。
- 2 共済部財産運営は、銀行預金、公社債其の他、安全適正な方法に依る。
- 3 会員間に慶弔の事態が発生した場合、関係会員は直ちに理事に通報する。
- 4 理事は、会長に通報する。
- 5 会長は定款に基づいて速やかに適切な処置をする。